

中野区における障害者の権利擁護の取組

第6期障害福祉計画に係る国の基本指針については、現在確定していないところであるが、令和2年1月17日に開催された社会保障審議会障害者部会（第98回）において、権利擁護に関わるものとしては、個別施策（①「地域共生社会」の実現に向けた取組について）に係る基本指針の見直し事項として、次のような案が示されている。

第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一―基本的理念4 地域共生社会の実現に向けた取組」に次のことを規定してはどうか。

- ・地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要があること。
- ・その際、市町村は以下の支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める必要があること。
 - ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能、世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能及び継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
 - ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
 - ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた地域づくりに向けた支援

1 障害者差別解消の取組について

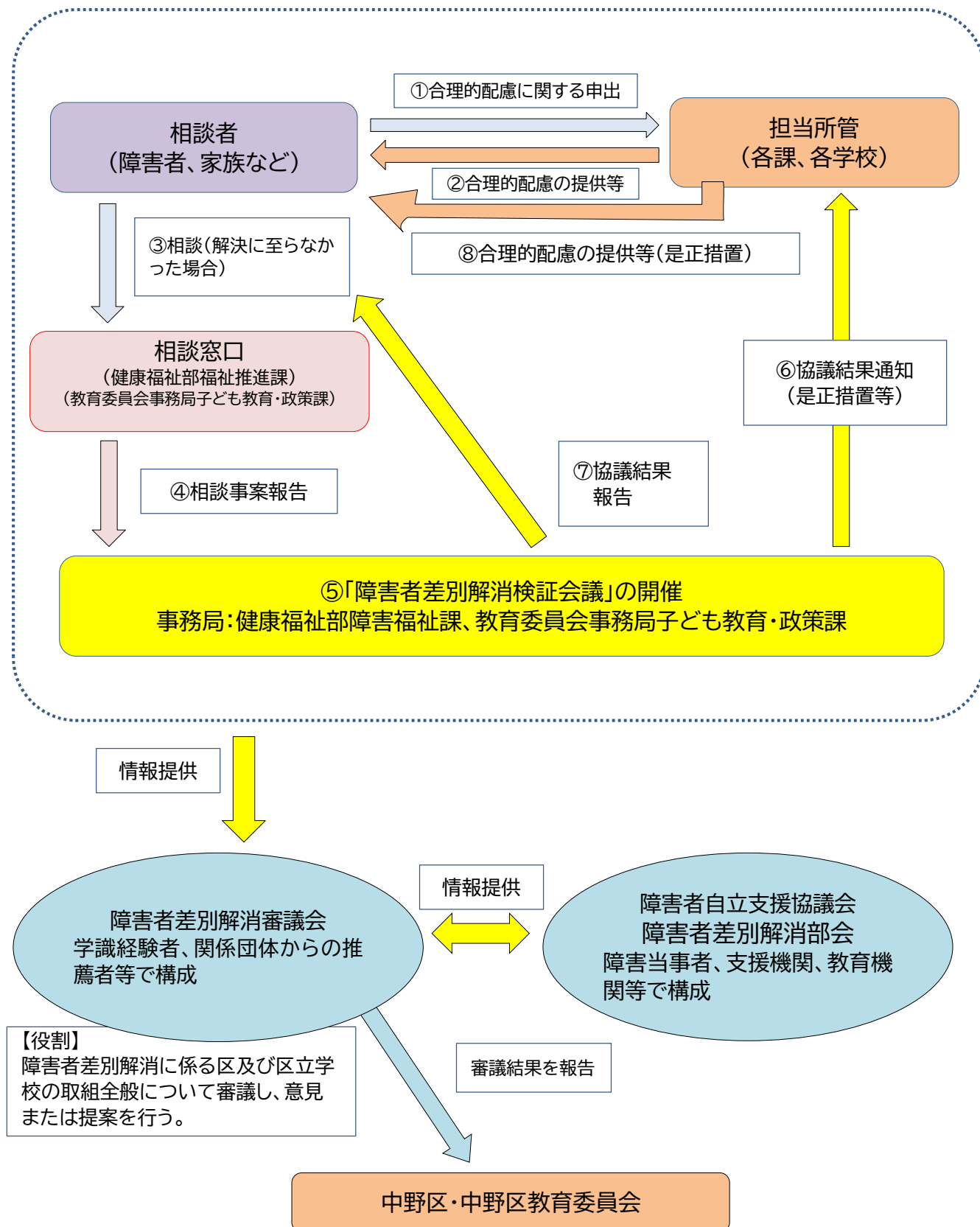
障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日に施行された。これにより、国及び地方公共団体には、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障害者への合理的配慮が義務化され、民間事業者には障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止が義務化、障害者への合理的配慮が努力義務となっている。

また、平成30年10月には東京都が「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定し、事業者による「合理的配慮の提供」の義務化や、広域相談による相談受付、紛争解決の仕組みを定めるなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を拡充している。

これらを受け、中野区では障害を理由とする差別の解消の推進のため、次のような取組を行っている。

(1) 中野区における障害者差別の相談体制

区の業務に関する合理的配慮の提供等は、日々の業務のなかで担当所管が実施するため、最初の窓口は担当所管となる。担当所管への相談において解決に至らない場合は、障害者差別解消に関する相談窓口（健康福祉部福祉推進課）にて相談に応じる。



(2) 区民向け啓発事業の実施

障害を理由とする差別の解消を目的として、毎年度、区民向けに啓発事業を実施している。

【平成 30 年度の取組】

中野区障害者理解啓発差別解消事業講演会「＜障害＞の豊かさとの出逢い」について

- 実施日・場所 2月15日（金） 中野区産業振興センター
- 講師 美術家 大崎晴地氏
- 参加者 35人、アンケート回収 33人 満足度 82%
- 講演後、区の相談体制及びヘルプカード、ヘルプマークについて紹介。

(3) ヘルプカード、ヘルプマークの配付

区では、障害がある方が外出時等で困ったときや災害時等に、周囲の方からの配慮や手助けを求めやすくなるよう「ヘルプカード」を配付している。このヘルプカードは、厚紙を2つ折りにした定期券ほどの大きさのカードで、必要な支援の内容をあらかじめ記入することができるものである。

また、令和元年8月中旬から、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで支援を得やすくなるよう、ヘルプマークの配付も開始した。このヘルプマークは、ストラップを使用して鞆等に着けることができるものである。



(4) 職員研修の実施

障害者差別解消や障害特性を正しく理解するために、毎年度、職員研修を実施する。

【平成 30 年度の取組】

「障害者差別解消法について」

- 講師 金 政玉（きむ じょんおく）氏 （明石市福祉局生活支援室共生福祉担当課長）
- 日時 平成31年2月18日（月）
- 場所 中野区役所 9階 第12会議室
- 参加人数 15人

(5) 各課における合理的配慮の提供等の事例収集

四半期ごとに庁内における事例調査及び事例に関する情報提供を行っている。

(6) 障害者差別解消支援地域協議会

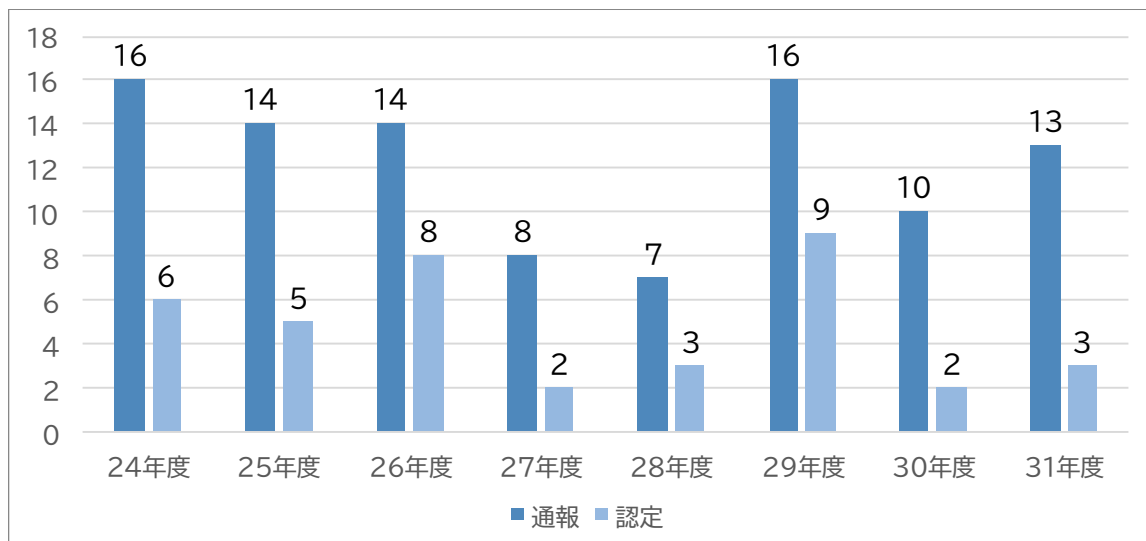
平成30年度に中野区障害者自立支援協議会において、新たに専門部会として「障害者差別解消部会」を設置し、これを区における障害者差別解消支援地域協議会と位置づけている。

同部会において、障害者差別解消に係る区の取組や障害者差別・合理的配慮の提供等に係る事例検討を行っている。

2 中野区における障害者虐待防止の取組

(1) 障害者虐待の状況について

① 障害者虐待の通報・届出状況（平成24年10月～令和2年3月）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	累計
通報件数	16	14	14	8	7	16	10	13	98
認定件数	6	5	8	2	3	9	2	3	38

② 障害者虐待通報の類型別件数（平成24年10月～令和2年3月）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
(虐待者別)								
・養護者	4	5	6	0	2	6	3	1
・施設従事者	1	0	2	2	0	3	5	1
・使用者	1	0	0	0	1	0	2	1
(内容別)								
・身体的虐待	3	3	4	1	2	6	1	1
・性的虐待	3	1	1	0	0	1	0	0
・心理的虐待	2	0	1	1	0	3	2	1
・放任	0	1	2	0	0	2	1	0
・経済的虐待	2	1	2	0	1	0	0	2

(※) 虐待の類型は複数の虐待を受けていた場合あり。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行された平成24年10月以降の、中野区における障害者虐待の状況をみると、通報・届出件数は減少傾向にあったものの、ここ数年は増加に転じている。

虐待者別にみると、養護者による虐待については増減の傾向性が見られないが、施設従事者等による虐待通報・届出は平成29年度と30年度に増加しており、虐待と認定された件数も増えていた。東京都においても、特に障害児通所事業所における虐待通報は年々増加しており、虐待認定に至らないまでも不適切な支援とせざるを得ないような案件が見られ、職員の虐待防止への意識とサービスの一層の質の向上を図る必要性があると考えられる。

(2) 中野区における障害者虐待対策支援事業

① 障害者虐待相談体制

中野区では障害者虐待の防止、養護者の支援の中核となる虐待防止センター機能を障害福祉課が担うとともに、地域の相談や通報・届出機関として区内4すこやか障害者相談支援事業所を位置づけ、障害者虐待に関する相談体制を構築している。

障害福祉課については障害者虐待専用ダイヤルを設置するとともに、24時間の障害者虐待対応が可能となるよう携帯電話により区の夜間・休日窓口や、関係機関との連携体制の確保に努めているところである。

② 障害者虐待防止啓発事業

障害者虐待に関する有識者を招き、年1回障害者虐待防止セミナーを開催する他、虐待に関する相談・通報・届出機関を記載した虐待防止パンフレットを作成、相談支援機関や障害福祉サービス事業所に配布するなどの啓発事業を展開している。

③ 障害者虐待への対応

障害者虐待の通報・届出があった場合、関係者を招集しコア会議を開催、対応方針の協議や初動対応のための緊急性の判断や事実確認の方法や体制等の決定を図り、素早い対応を行うように努めている。また、被虐待者の一時保護のための居室の確保を行う他、緊急の場合の移送費やホテルコストについても予算確保し緊急対応が可能な体制を整えている。

その他、カウンセラーによるカウンセリングや弁護士等による事例検討会や専門的支援の実施等についても可能となっている。

一方、虐待を行った家族等の養護者についても、負担軽減のための相談や指導及び助言などを行い、専門機関からの支援も導入し支援することとしている。

虐待を受けた障害者の保護については、障害者虐待防止法施行時より、施設入所支援施設に一時保護用の居室を確保しているが、これに加え、平成30年度より区内の短期入所事業所に短期緊急支援を実施する施設を確保した。また、平成31年度には、精神障害者の緊急一時保護施設を精神障害者地域生活支援拠点「IPPUKU」に確保するなど、対応のための施設整備に努めている。

(3) 障害者虐待防止に向けた課題

① 障害者虐待防止への理解促進

区では障害者虐待防止のための啓発事業を毎年度実施しているが、虐待を防止するためには障害者差別解消推進と同様、地域において多様な障害についての理解促進が求められる。このため、理解促進・啓発のための取組の強化を図る必要がある。

② 施設従事者の専門性と質の確保

施設従事者による虐待は、全国的に見ても増加傾向にあることに加え、死亡事故や重大事案が発生していることを考慮し、区としても引き続き虐待防止対策の推進を図る必要がある。

特に施設従事者の虐待通報件数の多い施設入所支援、共同生活援助、生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所などについては職員の専門性とサービスの質を確保するための人材育成

研修の実施や障害者施設の虐待防止体制のチェック、障害者虐待防止研修への参加促進などを行う必要がある。

3 成年後見制度の取組

(1) 成年後見制度の利用促進

成年後見の利用促進に向け、成年後見制度利用支援事業が、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業となっている。中野区においても、知的障害者及び精神障害者に対して成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬等に費用助成を行い成年後見制度の利用促進を図っている。

○ 成年後見制度区長申立て件数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
知的障害者	0	4	2	1	0	1	0	1
精神障害者	1	0	0	1	2	3	3	2

○ 区長申立ての状況(過去8年間の申立て事例)

知的障害者の申立てについては、施設入所者について施設側が成年後見を申し立てる事例が圧倒的に多く、過去の申立て状況をみるとほとんどが施設からの要請によるものであった。これは施設入所者については利用契約やサービス等利用計画、個別支援計画への同意確認などサービス利用を行う上で必ず必要な契約行為などを行う身上監護や、障害年金の管理や利用者負担金や食費高熱水などの支払いなどの財産管理が必要なため施設側が成年後見制度を利用させたいという意向があることによるものと考えられる。

また区長申し立てによる利用類型についてはすべて後見となり、補助、保佐といった類型の利用者はいない。これは任意後見を含め重度障害者の成年後見制度の利用が多く、比較的軽度な知的障害者の制度利用について、その利用意義や制度理解が進んでいないことが伺われる。

精神障害者については、かつては知的障害者に比べ申立て人数が少なかったが、近年になり増加傾向が見られる。入院中に申立てを行う事例が多く、知的障害者と同様に支援機関が申立ての推進力となっていることが伺われる反面、こうした支援者がいない場合、制度利用に結びつけることが困難であるという課題がある。家族への虐待による措置入院や、医療保護入院、養護者の認知症の症状悪化など困難事例も多く、成年後見の導入は不可決と考えられる。

(2) 成年後見人等報酬費用の助成制度

生活保護受給者又は成年後見等の報酬費用を負担することにより生活保護要保護者となる場合の他、報酬費用を負担することが困難であると区長が認めるものを対象としている。

【助成金額】 在宅生活者／28,000円以内 施設入所者／18,000円以内

【平成31年度利用実績】 知的障害／なし 精神障害1人

費用助成制度については、平成17年度以降、後見人等の報酬費用を予算計上されているものの、利用実績はきわめて少ない。区長申立て対象者を助成対象とするため対象者が限定されることも利用者が少ない一因となっているものと思われる。

(3) 成年後見制度の利用支援等

「親無き後」の備えも含め、成年後見制度利用の理解促進を図る為、区では毎年1回「成年後見セミナー」を実施している。

セミナーの継続開催により成年後見制度についての意識は高まっているものと思われ、今後も制度周知などのための啓発活動や「エンディングノート」の活用などを推進していく必要がある。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「成年後見制度利用促進基本計画」が定められた。それを踏まえ、区においても権利擁護支援の地域連携ネットワークなどの体制整備について、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を交え意見交換等を始めているところであるが、さらに検討を進めていく必要がある。

なお、「中野区成年後見制度利用促進基本計画」は、「中野区健康福祉総合推進計画」に盛り込む形で策定することを予定している。